

広産商第327号

令和2年1月30日

株式会社ビッグ・エス  
代表取締役 岡田 達也 様

広島市長 松井 一實  
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について（通知）

令和元年6月4日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称  
(仮称) ケーズデンキ広島本店
- 2 大規模小売店舗の所在地  
広島市南区西蟹屋四丁目300番2ほか

広産商第328号  
令和2年1月30日

株式会社ビッグ・エス  
代表取締役 岡田 達也 様

広島市長 松井 一實  
(経済観光局産業振興部商業振興課)

### 大規模小売店舗の設置に伴う対応について（要請）

令和元年6月4日付けで、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により届出された「(仮称) ケーズデンキ広島本店」について、本市は令和2年1月30日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いました。その他、下記の事項について対応をお願いします。

#### 記

- 1 交通への支障を回避するための方策等を適切かつ確実に実施するとともに、西蟹屋町交差点付近の交通状況の把握に努め、必要があれば関係行政機関と協議のうえ、追加の交通対策を実施すること。
- 2 来店経路が分かりにくくなっていることから、来店車両に対して相当な注意を払い、誘導員を適切に配置するなど、必要な対策を行うこと。
- 3 来店経路を示す案内看板を掲出できないか検討すること。また、あわせて、案内看板が過剰に掲出されていないか確認するとともに、開業後の状況を把握する中で掲出内容については逐次柔軟に見直すこと。
- 4 広告やホームページ・アプリなどで来店経路の周知徹底を図ること。
- 5 営業開始後、交通処理対策の実施状況及び周辺交通状況の調査結果を市に報告すること。
- 6 今後も緑化できる場所は可能な限り検討すること。また、緑化する際には意義のある場所を選定すること。
- 7 営業開始後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺的生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 8 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。